

令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入される予定です。

免税事業者とは

お取引

できません！

と言われてしまう前に

消費税

準備していますか！

損しないために！

インボイス制度

対策講習会！

インボイスとは、適格請求書と呼ばれ、決められた内容を記載した領収書やレシート、請求書などの書類のことです。

現在は、原則的に誰から購入したものでも消費税の計算上、仕入れとして計上することが可能です。しかし、インボイス制度導入後は、登録を受けた事業者からのインボイスでなければ消費税の仕入れ控除として認められなくなります。

インボイスが発行できない免税事業者は、今の取引先から取引を避けられる恐れもあります。そうならないためにもインボイス制度の概要から実務の部分までの対応方法をわかりやすく説明します。

こんな方にオススメです！

- ・インボイス制度内容を改めて理解したい！
- ・業務への影響範囲について知りたい！
- ・対事業者と取引している方

●講師

京都総合税理士法人

代表社員

たかす ひろのり

高栖 啓敬 氏



2007年 税理士登録

2008年 社会保険労務士登録

2011年 京都総合税理士法人設立

2017年 京都総合税理士法人 代表社員就任

●日時 令和3年 **12月 6日**(月) **19:00~20:30**

●会場 市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース

●受講料 無料

●定員 40名(申込先着順)

●主催 **福知山市商工会**

●お申込み・お問合せ

下記の申込書にご記入の上11月26日(金)までにお申し込みください

■ 本所(大江) : TEL56-5151/FAX56-1797

■ 三和支所 : TEL58-3667/FAX58-4113

■ 夜久野支所 : TEL37-0001/FAX37-0507

受講上のお願い

- ・発熱など体調不良の場合は、受講をご遠慮いただく場合がございます。
- ・当日はマスクを着用してご来場ください。

事業所名		インボイスについてご質問がありましたら、事前にお聞かせください
受講者名		
連絡先電話番号		
E-mail		